

磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線」運行事業仕様書

1 運行業務

- (1) 運行方法 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行
- (2) 運行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 運行路線 掛塚磐田駅線1路線3系統

系 統	とつか系統	千手堂系統	北高系統
運行距離	12.9km	9.3km	12.1km
運行本数	10便	9便	1便

※別記1「運行路線図」、別記2「時刻表」参照

- (4) 運 行 日 月曜日から土曜日

※日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

2 運行車両

- (1) 運行車両は、2台以上を確保すること。
- (2) 運行車両は、35人以上の乗車が可能な1台を確保すること。
- (3) 緊急時、整備点検・修理時の代替車両を確保すること。
- (4) 運行車両は、道路運送車両の保安基準、並びに道路運送車両の保安基準の細則を定める告示に定められた基準を満たすこと。
- (5) 運行車両及び代替車両は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」に定められた基準を満たすこと。
- (6) 運行車両の保管ができるスペースを確保すること。
- (7) 運行車両は、車検等整備点検、修繕等により、常に適正に整備すること。

3 利用状況の調査

- (1) 全運行日において、乗務員により、乗務員の業務に支障のない範囲で便及び停留所別の乗降者数を調査して、月ごとに報告すること。
- (2) 半年のうち指定した1日について、調査員により、利用者ごとの乗車場所、降車場所、運賃の支払い方法等を調査してまとめ、速やかに調査結果を報告すること。

4 運行管理

- (1) 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- (2) 運行事業に関する責任者を置くこと。
- (3) 運行事業責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条に規定する運行管理者を選任すること。
- (5) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に規定する整備管理者を選任する

こと。なお、選任する整備管理者は自動車整備士技能検定に合格したものであること。

- (6) 停留所を適正に管理すること。
- (7) 月報を作成し、運行月の末日に、輸送人員、運賃収入等の状況について、報告すること。
- (8) 定期報告以外で、市が輸送人員、運賃収入等の状況について、報告を求めた場合は、遅滞することなく報告すること。
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は市町自主運行バス事業費補助金等の県の補助金交付申請に必要な資料を作成すること。
- (10) 受託者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、磐田市との連携を図るものとする。

5 運転業務

- (1) 乗務員は、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。
- (2) 乗務員は、磐田市生活バス路線「掛塚磐田駅線」を運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (3) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (4) 受託者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。
- (5) 受託者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険の請求に必要な手続きの一切を行うこと。
- (6) 事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (7) 事故が発生した場合は、速やかに磐田市へ報告すること。
- (8) 事故の発生等運行事業の遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配等、速やかな対応を行うこと。
- (9) 事故発生によるすべての費用は、受託者が負うこと。

6 運賃

- (1) 運賃は降車時に現金、回数券、又は定期券で徴収すること。ただし、受託者がQRコードを用いた電子マネー決済を利用する場合はこれを認めるものとする。
- (2) 普通運賃（中学生以上）は別記3「運賃表」の通りとする。（大人運賃）
- (3) 小児運賃（中学校入学前）は普通運賃の半額とする。但し10円未満は切り上げて計算する。
- (4) 乳児（1歳未満）は運賃を無料とする。
- (5) 障がい者運賃（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及びそれらを表示するミライロIDを乗務員に提示した者）は普通運賃の半額とする。但し10円未満は切り上げて計算する。

(6) 大人（中学生以上）が幼児（小学校入学前の方）を同伴する場合は幼児 2 人まで
は無料とする。但し大人が障がい者運賃で乗車する場合はそれらの幼児は小児運賃
を支払うものとする。

(7) 回数券、定期券による割引を設定する。

【回数券】

回数券の種類と販売金額は下記の通りとする。

券片額面	綴り枚数	販売額
100 円	11 枚	1,000 円
200 円	11 枚	2,000 円
300 円	11 枚	3,000 円
60 円～490 円 ※10 円単位	11 枚	(60 円～490 円) × 10

【定期券】

定期券の種類は下記の通りとする。

通勤定期券
障がい者等定期券
通学定期券

※定期券にはいずれも月数定期と端数日定期を設定する。（但し端数日定期券は 1
ヶ月以上。）

※定期券にはいずれもウィークデ－定期と片道定期を設定する。

※定期券運賃額は、日曜日及び年末年始（12/29～1/3）運休分を差し引いて計算す
る。

(8) 定期券運賃の算定方法は下記の通りとする。但し算出された金額の 1 円の桁を四
捨五入する。

【通勤定期券】 基本割引率 33%

1 ヶ月定期	$\text{普通運賃} \times 30 \text{ 日} \times 2 \text{ 回} \times \frac{6}{7} \times (1 - 0.33) = A$
2 ヶ月定期	$A \times 2$
3 ヶ月定期	$A \times 3 \times (1 - 0.05)$
4 ヶ月定期	$A \times 4 \times (1 - 0.05)$
5 ヶ月定期	$A \times 5 \times (1 - 0.05)$
6 ヶ月定期	$A \times 6 \times (1 - 0.1)$

【障がい者等定期券】 基本割引率 30%

1 ヶ月定期	$\text{障がい者運賃} \times 30 \text{ 日} \times 2 \text{ 回} \times \frac{6}{7} \times (1 - 0.3) = A$
2 ヶ月定期	$A \times 2$
3 ヶ月定期	$A \times 3$
4 ヶ月定期	$A \times 4$

5ヵ月定期	$A \times 5$
6ヵ月定期	$A \times 6$

【通学定期券】 基本割引率40%

1ヶ月定期	$\text{普通運賃} \times 30 \text{日} \times 2 \text{回} \times \frac{6}{7} \times (1 - 0.4) = A$
2ヵ月定期	$A \times 2$
3ヵ月定期	$A \times 3 \times (1 - 0.05)$
4ヵ月定期	$A \times 4 \times (1 - 0.05)$
5ヵ月定期	$A \times 5 \times (1 - 0.05)$
6ヵ月定期	$A \times 6 \times (1 - 0.1)$

【端数日定期券】

端数日（月数を除いた残りの日数）から、日曜、祝日、及び年末年始（12/29～1/3）を引いた日数に運賃と割引率等を掛け合わせた金額を、該当する期間の定期券の金額に加えて算出する。

【ウィークデー定期券】

通勤定期券・通学定期券・端数日定期券と同じ算定方法を用いて、6/7を5/7と替えて算定する。

【片道定期券】

上記の算定方法で求められた金額の5割引とする。

7 運賃の徴収

- (1) 乗客から路線毎の運賃を徴収すること。ただし、定期券を提示した乗客、及び小学生未満の乗客については、この限りではない。
- (2) 回数券及び定期券等の発行及び販売をすること。
- (3) 乗客に渡すつり銭を準備すること。
- (4) 運賃収入等は市が指定する預金口座に期日までに納入すること。
- (5) 前各号に付随する事務を行うこと。

8 運營業務

- (1) 運行ルート、ダイヤ、料金等の運行に関する市民からの問い合わせに対応すること。
- (2) 市民からの問い合わせに対して誠意ある対応を行うこと。
- (3) 運転員の研修等によるサービス向上、及び運行事業の創意工夫に努め、掛塚磐田駅線の利用促進を図るものとする。

9 委託金額

- (1) 人件費、燃料油脂費、労務管理費、修繕費、点検費、自動車税、自動車任意保険料のほか、その他業務に必要な経費及び消費税を含むものとする。
- (2) 停留所の表示に係る業務やバス車内への表示に係る業務などを含むものとする。

る。

- (3) その他、乗合運行に必要な業務（運賃の徴収管理、乗降客の安全確保、ダイヤ管理、車内アナウンス）、緊急時の対応（連絡、予備車の確保等）、委託期間中の運行に係る備品の保管、管理に係る業務も含むものとする。